

平成19年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成20年2月20日（水）午後7時

場所：市役所庁舎 10階 第3会議室

会議次第

1.開会

2.会議

- (1)第1回会議の議事録確認
- (2)帯広市障害者計画の進捗状況について
- (3)平成20年度障害福祉予算の概要について
- (4)その他

出席者

阿部委員、吉田委員、畑中委員、佐々木委員、遠田専門委員、真田専門委員

議事録

開 会

事務局

ただいまから平成19年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。本日の会議には若林部会長さん、伊藤委員さん、橋原委員さん、丸山委員さんの4人から欠席の連絡をいただいておりますが、構成する委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

早速会議に入らせていただきます。以後の進行につきましては副部会長にお願いいたします。

会 議

副部会長

皆さんおばんでございます。本年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会でございます。お仕事の後、お疲れのことと存じますが、よろしくご審議賜りたいと存じます。

それでは、前回の会議、本年度第1回の会議でございますが、議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。議事録につきましては、事前に皆様にお送りしておりますが、これに関しまして何か質問はございませんか。

ありません。

副部長

続きまして、議題の2番目、「帯広市障害者計画の進捗状況について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、「帯広市障害者計画の進捗状況について」ご説明いたします。お手元の障害者計画の概要版と資料1をご覧ください。

障害者計画は平成12年度から21年度までの10カ年計画でありまして、概要版の3ページをお開きいただきますと、「第3章計画の基本的考え方」として、まず「1. 基本理念」と「2. 基本方向」を述べています。「基本方向」としては、3ページの下段から4ページにかけて、障害者とともに進めるまちづくり、心のかような在宅サービスの推進、障害者にやさしいまちづくりの推進、の3本柱をかかげて、諸施策を進めております。

概要版の5ページと6ページに、「施策の体系」を一覧にしておりますので、それと資料1を合わせてご覧ください。

19年度に取り組んだ主な事業を太字で記載しておりますので、かいつまんでご説明いたします。資料1の3ページにあります「地域自立支援協議会」は、障害者自立支援法により設置を求められている組織で、19年5月に新設し、畑中委員さんを会長に月1回、定例の会議を開催し、地域の課題についての検討と個別事例の解決に向けた協議を行っていただいております。

次に、4ページが一番下になりますが、聴覚障害者への理解と支援のために「耳マーク」の表示板を市役所の各課、各施設の窓口に設置しております。

なお、資料には記載しておりませんが、内部障害の方々からのご要望に応え、身体障害者福祉協会とも相談して、希望者への「ハートプラスマーク」の配布も開始いたしました。

7ページの相談体制の項目でも、先ほどの「自立支援協議会」のことを再度、掲載させていただいておりますが、当事者の方々、関係機関の皆様のネットワークが築かれ、高齢者介護と比べて遅れている障害者の相談支援体制が、着々と充実してきていると考えております。その他の19年度実績については、後ほどご覧いただきたいと思っております。説明は以上であります。

副部長

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご質問やご意見はございますか。

委員

ちょっとわからなくて、進捗状況ということでこれは今年度のことですか。

事務局

右側のほうに、たとえば1ページですと、中ほどに障害者週間記念事業とあります

ね、そこに 60万円と書いてあるのが、14年度は60万円かけましたということです。次に、その下の市職員の介護体験で、225人というふうに、それぞれ数字の中が年度でその実績を示していきまして、たとえばその介護体験のところだと、19年度は41名の職員が研修を行ったということで、毎年数字が追加されております。

委員

太字で追加しているのが平成19年度の新規の事業ですということですね、その報告を受けて、私たちはなにをすればいいのでしょうか。

事務局

この障害者計画、去年ご審議いただきました障害福祉計画、その計画をつくる際にそれぞれこの部会のご意見を聞いて策定しておりますが、当然、進行管理の方もこの部会でお願いしておりますので、この報告を受けまして、たとえばこの部分にこういう方法もあるのではないかとのご意見をお寄せいただければと思っています。

委員

今、ここで来年度はこういうことをしてほしいと言った場合、ご検討をいただけるのですか。

事務局

この後、20年度予算のお話しがでてくるのですが、予算もこの時期になりますと、ほぼ固まっています、よほど年度の途中で制度が大きく変わるときは補正予算というのを組むのですが、現時点ではこれから新しく20年度に追加するというのは難しいです。いろいろな機会にこういうことをご承知のうえでご意見をいただいて、次の年に反映していくようなということで考えています。

委員

今日、何か言ったとしてもすぐにはいかないんですね。

事務局

予算がからまなければいいんですが、通常はそうはいきませんので、なかなか困難な場合もあります。いろいろご意見を出していただければ私たちも助かります。

副部長

よろしいですか。ほかにありませんか。

委員

もうちょっと質問させてもらっていいですか。

うちの社会福祉士会から聞いてくるように言われましたので、確認事項かも知れま

せんが教えていただきたいと思いますが、市民の声といったものは市役所の相談窓口であるとか、保健福祉センターの窓口とかで受けられていると思いますが、そういった声というのは現場サイドで解決されていると思いますが、本当に解決されているかどうか、言ったけどなかなか聞いてくれない、また来年、再来年、次の年というような話して送り出していることがあるのかどうかというのは、一応こういう委員という肩書をいただいている私たちにはなかなか現場の声というのは入ってこない、それぞれの部門ではあるのかも知れませんが、そういった声というのは私たち委員に届けてくださるといのは可能なのでしょうか。

また、どのように帯広市が対応されているのかというのは、せっかく専門の委員さんがおられるときにお聞きして、聞きもらしのないように対応できたほうが信用性のある市の委員会になると思うんですが、またそれが計画の中にも細やかなサービスとして入っているのかということも知りたい。数字だけとか、場所を開設しましたとか、建物を建てましたとか、ユニバーサルデザインにしましたとか、実際にうちの学校なんですけど、学生がバリアフリーの帯広市の様子を見に行っても、だれも通らない所にベンチがあったりとか、そういう無駄なお金を使っているとかいうのを発見してきたりとかしますんで、実際のお声という相談内容的なものもあげてもらおうと、こちらの計画の中にすぐ反映できるのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

組織として、こういうふうになら、遠田委員さんが言われましたように市民の声で出てきたものをそれぞれ集約して、それがこの審議会にきちっと伝えられるか、あるいはそれぞれ別な審議会がありますので、伝えられるかという体制になっているかと言いますと、ちょっとその部分が欠けているように私は思っていますので、ちょっとお時間いただいて、次回にこういうことでやれる、やれないとかいうことを報告させていただきます。

委員

一番困っておられるのは市民の方なので、せっかく肩書をいただいている私たちがそれを把握していなければ本当に申し訳ないので、市で対応が困難な事例とか困りごととか、いつ対応していいかわからないといったことがあれば、届けていただきたいのと、会議の場所が違うのであればそれで結構なのですが。

事務局

障害者支援という部会ですから、当然それに関係するご意見をこういう形でいきますというのを、たとえば部会開催のたびにあるいは期間ごとに当然この部会に報告するというのは、そういうやり方があってもいいのかなと思います。

ただ、全庁的にこういうやり方をしましょうとなっていれば、その旨次回のときに報告させていただきます。

副部長

遠田委員さん、よろしいですか。
ほかにありませんか。

委員

10ページの緊急通報システム体制の充実とありますが、たとえば独居老人であるとか、障害者であるとか、夫婦であっても年齢以上の方とか条件はあると思いますが、この世帯数は市がおさえている数字ですか、それとも手を上げられた家庭ですか。

事務局

たとえば手帳を交付したときにご家庭の事情をお聞きして、まったく独居であるかあるいはご夫婦とも身体障害者であるとか、隣近所に支援を求められない方が確認したうえで、緊急通報システムを電話に布設しまして札幌のセンターの方へ緊急の場合はつながるといシステムになっていまして、救急車を呼ぶときには札幌の支援センターから帯広市の消防に連絡が入ることになっていまして、システム上は単身者の重度の障害者、あるいはご夫婦とも重度の障害者、在宅のままでしか生活できない方が中心になっていまして。

委員

わかりました。
実際救急車が出動した、搬送したという例はどの位あるのでしょうか。

事務局

件数は手元に持ってないんですが、やはり救急車出動まで至ったケースの毎月の報告では何件か、何十件まではいかなかったと思うんですが、そのほかにちょっと困ってお電話きたのをいつも使っているサービス事業者に連絡をして現場で対応をしてもらうとか、救急車が仮に来なくてもだれか変わりの方に来てもらうというのを含めるとやはり何十件という数字がでてきたというように記憶しています。

委員

システム体制としては、まあ十分稼働しているんですね。

事務局

それがなかなか、最後ぎりぎりのところで本当に具合が悪くなったときにたまたま外して、押せないというのがあるものですから、今いろいろ開発されていますが、全然動けないときは指輪型とか、帯広の場合はペンダント式でそれを押してもらうということにしています。

委員

方法論で完全を求めればきりが無いけど、現在のところはそういう状況なんですね。

副部長

ほかにございせんか。

委員

どこで言っているのかわからなくて、二つお願いがあるんですが、障害者自立支援法に変わって、障害をもった方々が地域の中で暮らすということが言われている中で、2ページのところにも書いてありますが社会参加の促進の中で就労機会の充実というのがありますが、最近いろいろな情報がいろんなところから回ってきて、就労支援の「だいち」さんの会報紙を見せてもらおうと、音更町は公共施設に障害を持たれた方が試しに就労の場を提供していただいているというようなことが載ってしまっていて、ぜひ帯広市も公的な行政機関で、そこに実習に行ったからといって、そこに就職させていただくとまでは望まないにしても、たとえば学生さんの実習のような形で障害者の実習機会というものを行政の方でも考えていただくと、障害を持った方の社会に出て行く部分での自信につながるのではないかという思いがあって、ぜひそういう部分をお願いしたいと思います。

それと最後の10ページのところの権利擁護体制の整備ということで、地域で暮らすということになれば、これからかなり、障害を持った方の人権侵害という部分が心配されるということで、地域の中でだれに相談をして、だれがそういう人たちを守るのかということがもう少し、障害を持った人たちとかその家族に明確にわかるような情報だとか、システムみたいなものを教えていただく機会があればいいと思います。

なんとなく権利擁護とか成年後見制度というのはわかっているのですが、それを使うためにはどうしたらいいのかとか、それにも三段階があるとか、障害を持っている方の程度によってとか、そういう部分が以外とわかっていないことが多いものですから、ぜひそういう情報を提供していただければと思います。

事務局

最初の帯広市での実習機会ですが、私たちもお願いしてはいるのですが、すみません、まだ実施されておられません。ぜひ、実現できるように今後も働きかけていきたいと思っています。

委員

ぜひ、よろしくお願いします。

事務局

2番目の権利擁護は、制度のシステムをこういうときにはこう使うんだよという方法がなかなか行き渡っていないということですか。

委員

そうですね、行き渡ってないですね。

委員

これも聞いてくるように言われたんですが、今、私が所属している十勝の社会福祉士会で、私もそうなんですが、成年後見の登録者であるんです。

ソーシャルワーカーの数は少ないんですが、十勝の社会福祉士会が成年後見ができるソーシャルワーカーの登録をしておりますので、成年後見の活用でしたらうちの社会福祉士会の方と連携をぜひとっていただきたいと思います。

十勝だけではなく、北海道や全国ネットでの組織になっていますので対応が可能ということと、地域福祉権利擁護事業というのは、窓口は都道府県社協で、十勝ですと各市町村社協が窓口なんですが、これも実情は市町村の社協に格差がありますので、一番ここで私たちが求めているのは、地域福祉権利擁護事業というのは福祉の事業ですので、低料金で利用できるんですが、これから障害を持った方が地域にでて就労も可能な方であったりとか財産をお持ちの方とかですね、それから身寄りのない方といった場合は成年後見を使うことがあるんですが、こちらのほうが安心なんですけど、費用が万から十万とか、管理するものによって百万とか多額の金額なので、利用するにもある程度のお金がないと利用できないという状況ですので、ここにどれだけ成年後見のほうに帯広市が予算を組んでくれているのかということもはっきり聞いてくるように言われました。今のところ2名ほどの予算はあるということを知ったんですが、そのあたりですね。

事務局

担当は社会課になるのですが、そちらのほうで何人かの予算は組んでいます。

事務局

たとえば、必要な方が予算がないからだめですという仕組みではなくて、仮に予算が2人でそれがさらに年度の途中でもう一人出てくるということであれば、それは追加でやれば大丈夫だと思うんですが。

それよりも今おっしゃったようないろんな方法があるというのを、どこの窓口でどんなふうにするのが簡単に皆さんにわかるようなそういうパンフレットみたいなものがありましたか。

委員

下の窓口のほうにあったと思いましたけど。

委員

畑中さんおっしゃったのは、一般市民まで行き渡ってこの制度が広まってないということですね。あと相談する窓口もどこかわからないということで、それを広く広めたほうがいいということで、さきほどおっしゃった社会福祉士会がそうやってることも一般市民の人たちはわからないので、そういうふうなことを広めたほうがいいということですね。

委員

そうなんです。委員がおっしゃったように十勝支庁にある市町村社協に何人かの方が権利擁護の部分で相談してくる人がいるというのが、何年か前には名簿を見せていただいたのですが、名前を見ても名前だけでは知らない人とかもいればということで、たとえば社会福祉士会とかのほうで相談しに行きやすいとかいうのがありますが、今、権利擁護も社会福祉士会が窓口になっていますということをお話しもいただいて、そうなんだというような、本当の初歩的な部分からもう少しそういう地域の中で暮らす障害をもった方が自分のお金をだれが管理するのか、本人に持たせてもいいんですが、もらったら一度に使ってしまうとか、親が子のために残しておいた財産を親が亡くなったときにだれが管理するのかとか、そういう部分をもっとわかりやすく、相談しに行ける場所が広く周知されていけばいいと思うんです。

委員

これ、もしよろしければ、団体と提携して市と福祉士会と提携してこういう窓口があるんですよという連携プレーをもっと広報的にしたいので、システムづくりをしていったらいいと思います。そして、もっと全国的にというか、力をいれているぞと示すのでしたら、そういう拠点を作っていただくとありがたいですね。

というのは、これは専門社会福祉士とか司法書士の方、弁護士の方が個別に結局はやるんですけど、点在しているものですから、そういう人が総合的に控えているという事務所がないんです。大阪とか東京というのはサポートセンターというのを持っていまして、そこに行けばいいということが示されているんですけど、地方に行くとそういうサポートセンターというもの自体が存在していませんので、それこそわかりにくいかと思しますので、市の相談センターの一角に看板を掲げられるくらいのことをしていただくとありがたいなと思います。

事務局

そういう拠点づくりというのはなかなか今、いろんなところからそういうお話しが求められたりしているものですから、非常に難しい面がありまして、それよりはさっきおっしゃったように、たとえば福祉士会のそういう情報を地域活動支援センターにお伝えして、そこで必要な方には情報が提供できるという、市役所に来なくてもそういう地域でできますよというような体制づくりをまずやっていくほうが情報が手に入りやすいのかなと思っています。

委員

実際問題として、成年後見制度も地域福祉権利も本当はすぐに使いづらいというか帯広市がもっと独自のものを作ってだれでも気安く使えるようなことっていうのが、必要だと思うんです。どちらも現実的には使いづらいんです。お金がからむ問題ですけどもすごく制約もあるんです。地域福祉権利も、貸し金庫はどこでなければだめだとか枠決めがあって決められたところでなければ権利は使えないとかなんです。

委員

選挙権とかもありましたよね。

委員

いや、選挙権は聞いてないです。

委員

それは昔の禁治産者、準禁治産者制度のもので、被後見人になるともちろんその判断能力がないですから、どう判定されるかですし、本人が何を望まれるかですので契約によるかと思います。

事務局

法的には4親等内で、親族の範囲の中で保証人を決めるとかありますので、どうしてもその方々が見つからないということになってはじめて公が出てくるのかなという段階なものですから、非常に使いにくいという面はあると思います。

委員

結局は90%以上は親族が後見になられているので、残りの1割ぐらいが専門職で、でも今その専門職がかかわるほうが求められている時代にはなってきましたし、そのあたりをちょっとアピールとか枠づくりを力入れたいです。それとプラス、法にないものを帯広市がどんどん作ればいいわけで。

委員

法にないものはできないから難しいですよ。でもそれに近い部分で具体的に使いやすいというのは必要ですよ。

副部長

ほかにご意見ございませんか。

委員

ここで話ししていいのかわからないですけど、うちは肢体不自由児の親の会で、今3名が就職しているんです一般企業に。朝8時からと9時からのがありまして、ただ、通勤に大変困っているんです。親が送り迎えしているんです。そうするとお母さんもパートですと時間帯を調整しなければならないということで、なんとかそれをできないものかと思ひまして。

事務局

この障害者計画にも記載してあるんですが、社会参加ということではそれぞれいろんな方法で支援しましょうということをやっています。今まで通勤とか通学というのは、対象外ですということで、通学についてはこれからなんとかそういう道をつけま

しょうということでは、20年度から一步進んだ施策が打ち出されるんですけども、通勤のほうが一番考えるときに問題になりますのは、就職をしてお金を稼ぐという人に対して公費、税金で支援をすることが皆さんの理解を得られるだろうか、どうだろうかというところが、いろいろ論議の分かれるところなんです。

ですから、そういうお金が発生しないところでは、いろいろ支援の仕方もあります。

たとえば、講演会に行かれていろんな発表をされる、その時に報酬も何もなければそれはサービスの対象でいいでしょう。でもそこで報酬をいただく、それはやはり残念ながらだめですよという同じ考え方で、通勤についてはそこで収入を得られるわけですから、なんとかご自身のほうで対応をお願いしたいと考えています。

委員

働いたものが全部交通費にいつてしまうということで、バスに乗れる子はいいいんですが、バスに乗れない子がいますから。

委員

バス通ってないですよ十勝は、都市圏はバスも電車もあるからいいですけど、帯広・十勝はないんですよ、乗れと言われても。

委員

何かの方法がないものかと思ひまして。

事務局

それを少しでも補完をしましょうということで、ボランティアの皆さんがされる福祉有償運送ということでそういう制度的な、タクシーとはまた別な体系で国土交通省のほうもそれは認めましょうということでやってきてはいるんですが。

委員

その福祉有償運送も市役所のほうで相談したらいいんですか。

事務局

はい、まずは相談をいただいて。

委員

せっかく就職したのが通勤のためにやめなければならないということが今まで何回かあったんです。時間遅れるから明日から来なくていいと、そういうことがあって今やっとここ1年半くらいは皆さんやってきてそのまま継続していきたいなと思ってます。

委員

乗合バスとかあればいいですよ。

委員

通勤だからみんな行く場所が違うから、同じところならいいんですが、ちょっと難しいですね。

副部長

ほかにありませんか。

なければ、次に議題の3番目「平成20年度障害福祉予算の概要について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、平成20年度の障害福祉予算の概要についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

平成20年度帯広市一般会計における民生費総額19,664,929千円のうち、障害福祉関係予算は2,719,564千円で、民生費全体の13.83%の割合となっています。

また、前年度予算2,886,882千円に対し、167,318千円減額(5.80%減)となっています。これは、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた、利用者負担の見直し等の緊急措置や地域生活を希望する障害者のための「地域生活体験ハウス」など、喫緊の課題に対応した予算を措置しつつ、平成19年度執行状況をベースに、障害者の地域移行を見据えて、施設から居宅へのサービス移行による報酬額の減などにより、対前年比で減額となっております。

資料の左側が二つの予算科目中の事業の予算になってございます。

この内容につきまして、ご説明させていただきます。

障害者福祉費は、事業別に、「自立支援給付に要する経費」、「地域生活支援事業に要する経費」、「特別障害者手当等支給に要する経費」、「その他障害福祉サービスに要する経費」、「障害福祉サービス事務に要する経費」と五つに分かれております。

最初に、「自立支援給付に要する経費」につきまして、ご説明いたします。

自立支援給付は、居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の「訪問系サービス」のほか、療養介護やデイサービス、施設入所支援等の「日中活動系サービス」などに要する費用、及び、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などに要する費用として、1,488,194千円、自立支援医療は、人工股関節置換や人工透析などの身体障害者の更生に必要な医療に要する費用として、211,647千円、補装具は、身体機能の損傷を補うことで日常生活能力の回復に要する費用として、57,069千円、障害認定調査は、認定専門調査員や関係事務費などの費用として、11,294千円、障害者自立支援審査会は、審査会委員報酬や関係事務費などの費用として、2,858千円を計上し、以上、「自立支援給付に要する経費」として、合計1,771,062千円を計上いたしております。

次に、「地域生活支援事業に要する経費」につきまして、ご説明いたします。

相談支援事業は、本庁や保健福祉センターの障害者相談員等の報酬や相談支援事業委託などの費用として、30,859千円、コミュニケーション支援事業は、手話通訳や要約筆記通訳などの費用として、7,886千円、日常生活用具は、特殊寝台や入浴補

助用具などの費用として、41,515 千円、屋外での移動が困難な外出のための移動支援、障害者等に日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息を目的とした日中一時支援、在宅の身体障害者に対し、日常生活上必要な訓練や指導などを行う生活支援、そして訪問入浴に要する費用として、合わせて 143,774 千円、障害者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進、相談支援などを行う地域活動支援センターへの補助金として、120,868 千円、新規と表示されています、地域移行支援事業は、資料の右側、平成 20 年度の主要な施策の一番上に記載しておりますが、(仮称)地域生活体験ハウス事業として、地域生活を希望する在宅障害者や施設入所者に宿泊型の生活体験施設を供与し、地域社会で生活体験する機会を提供することにより、障害者の自立を促すことを目的に行う事業でありまして、7,098 千円となっています。

その他地域生活支援事業は、身体障害者送迎事業や視覚障害者リハビリテーション事業、ハンディキャップスキー講習会、音声障害者発声研修会、自動車運転免許取得、知的障害者スポーツ教室、手話や要約筆記奉仕員養成講習会、精神障害者の回復者クラブ委託などの費用として、合わせて 15,857 千円、以上、「地域生活支援事業に要する経費」として、合計、367,857 千円を計上いたしました。

次に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当などの「特別障害者手当等支給に要する経費」として、58,972 千円を計上いたしました。

次に、「その他障害福祉サービスに要する経費」として、重度身体障害者等移動制約者タクシー料金助成事業や知的障害者(児)援護施設借入償還金補助、心身障害者(児)及び精神障害回復者通所施設等交通費助成、緊急通報システム委託、帯広心身障害者(児)育成会活動推進事業など、120,513 千円を計上いたしました。

次に、「障害福祉サービス事務に要する経費」として、自立支援介護給付費等審査支払手数料、障害者生活支援センターなどの費用として、13,056 千円を計上いたしました。以上、合わせて、障害者福祉費として、2,331,460 千円となっております。

また、重度心身障害者医療給付費として、「重度心身障害者医療費特別給付に要する経費」388,104 千円を計上いたしました。

2 目の合計が、平成 20 年度障害福祉予算、2,719,564 千円となっております。

資料の右側に、平成 20 年度の主要な施策が記載されておりますので、順にご説明いたします。

一番目の「(仮称)地域生活体験ハウス事業」につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

次の、「障害者自立支援法利用者負担の軽減等」でございますが、これは国が、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた平成 20 年度の緊急措置として、月額上限額の軽減や世帯範囲の見直し、軽減対象範囲の拡大などの「利用者負担の見直し」、及び、障害者(児)通所サービス等の報酬単価を 4%引き上げる「事業者の経営基盤の強化」を行うもので、これらに要する経費が、25,358 千円となっています。

次に、「重度障害者医療給付の対象者拡大」でございますが、これは、現在対象外となっている精神障害者手帳 1 級を所持する重度精神障害者への拡大に要する経費として、2,362 千円となっています。

次に、障害者基本法、帯広市総合計画を基本とした「第2期帯広市障害者計画」、及び、障害者自立支援法に基づく「第2期帯広市障害福祉計画」の策定に要する経費が800千円となっています。

この計画策定につきましては、毎月1回、開かれています地域自立支援協議会で論議をいただいて、さらにこの障害者部会でご意見をお聞きし、まとめていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、障害者乗馬講演会、体験会開催事業でございますが、これは、市民・障害者を対象に、障害者乗馬の専門インストラクターによる乗馬セラピー体験とその効果に関する講演会を開催するもので、これに要する経費が360千円となっています。

これらが、平成20年度の主要な施策となっております。

以上が、平成20年度の障害福祉予算の概要であります。以上でございます。

副部長

ただいまの説明に関しまして何かご質問やご意見はございますか。

委員

社会福祉士会所属ということと、学校で人材を育成しているものの立場が私の主な発言のスタイルなんですけど、人件費というのがどれだけかかっているのかというのは、ここにはでてこないんですか。どれぐらいの割合で出しているのかかと。

事務局

帯広市の全体の予算ですか。

委員

全体にしても、各項目ごとにしても、相談事業にしてもその中で人件費というのは、年々上がってきているものなのか据え置き状態なのか、というのが自立支援で地域社会へ障害者の方に出ていっていただくとするときに、個別のサポート体制が求められる時代で、そうするとそれに関わる人材が必要になってくるんですけども、その人材がない、福祉分野で勉強される学生が減ってきているんです。その理由というのが、地位がまだまだ社会的に認められていないということで、福祉に携わっても自分自身の生活が成り立たないというような状況で、こういった方々をサポートする専門家の人数が年々減っている状態です、人材はいる時代なのに。そこにどれだけ予算がつけられているのかということ、そのあたりを私の立場からは知りたいわけなんです。できれば充実していただきたいなと、専門職の地位向上ということを求めたいなと思っているんです。

事務局

今、ご説明しました予算の中でいきますと、たとえば、左側の表の上のほうの自立支援給付の中の介護給付、訓練給付の1,488,000千円というのは、それぞれ国から示

されます報酬単価に従って、たとえば、何人の方が入所施設でこういうようなサービスを受けておられる場合には在宅でこういうサービスを受けられるというように、それぞれ1時間当たりいくらとか、1日いくらとか決められた単価で計算してこういう費用総額になってきています。おそらくそういう意味でいきますと、厚生労働省からは報酬単価の計算がそのうち人件費はこれだけ、このサービスではこれだけというのが示されないものですからかいかいもく見当がつきません。逆に我々はいろんな施設の全国組織とかから、こういうような状況でよく言われますのは、一般的な勤労者の給料というのはだいたい月額で33万円、ですから400万円ぐらいの年収に対して、介護も含めて障害もそうなんです、支援する側の人たちの年収というのはおそらく月額で20万円いってるか、いってないかということによく新聞等に出ていることからすればかなり低いレベルということが言えて、それでいろんな声が出てきて、今委員がおっしゃったようになかなか人材が集まらないというのも、それが顕著に出てる例で、それに対応するために厚生労働省がようやく重い腰を上げて報酬体系を見直そうと検討会を始めたというような状況というふうに認識しています。

障害者自立支援法の関係では、まず民主党が改正案を出したりとか、その後与党が緊急措置で出してきたりとかいう中で、やはり報酬単価の見直しというのは避けて通れない課題だと思いますので、20年度は報酬単価の改定はあるのかなと思っています。一気に一割二割上がるのは難しいでしょうが、そういう本当におおざっぱなことしかわからない状況です。

委員

予算は国から示された数値に従って計算式で出されているんでしょうけど、それを了承するというような形でお話しいただいているのであれば、その辺も踏まえて数字で計算しましたではなくて、帯広市に今何が必要かということから逆に予算を組んでいただけたらなと思います。

事務局

それはですね、ちょっと無理です。

委員

自立支援給付費はそういうものではないんです、報酬単価が決められているから、各事業所はその単価で人を雇ったりとかしてやらなければならない、事業所の問題になるのではないかな。

委員

だから、だからというようなことではいけないなというのが、私たちの立場ですの
で。

事務局

今、日本のやり方というのはまさしく全国的にこういう単価で、地域で若干整理するケースはあるにしても、こういうやり方で全国一律やりなさいという、またそれは我々国民はそれこそ国会でそのやり方でいきましょうということで承認されていますので、帯広市がまったく変えてやるというのはそれは無理なんです。

その間をかいくぐってどれだけ別な形で、帯広市の独自性を出せるかということで、たとえば、障害者自立支援法の関係でも利用者負担の軽減に帯広市の独自の軽減策を出すとか、そういうことではやっているんですが、まったく違う考え方でということになりますと難しいです。

委員

わかりました。

副部長

ほかに、ございませんか。

委員

20年度の主な施策の中の障害者の乗馬講演会と体験会について、具体的に決まっていることがあれば教えてください。

事務局

18年、19年と畜大の馬術部が中心になりまして、障害者乗馬をかなり前からやっています宇都宮のNPOの方を呼んで、まず、補助員の養成というか、ボランティアで乗馬をするときの補助の方を養成するというのを2年間やっていただいております、ある程度何人が育つということで、20年度は次にそういう方に協力してもらって障害者の方に乗馬を体験してもらおうと、そういうことによっているんな効果を検証していこうということで、初年度の取組みを考えております。

具体的に一般公募してできるかということ、非常に危険とかも背中合わせになりますので、20年度は「小鳩会」にお願いをしまして、「小鳩会」は何年も前から独自で乗馬体験をしております、そちらの割と馬になれているお子さんに協力してもらって、まずどんな方法がいいのかとか、そういうことをやってみたいなと思っております。

委員

わかりました。

副部長

ほかに、ございませんか。

委員

20年度の主要な施策の中の地域生活体験ハウス事業とあるんですが、道の補助事業で精神障害者の地域生活宿泊体験事業があるんですが、あれとは似たようなものなんでしょうか。

事務局

あれは精神しか対象になってないものですから、それで同じようなものを考えたいということです。

委員

これは3障害対応なんですね、利用できる人は。

事務局

そうです。

副部会長

ほかに、ございませんか。

委員

私の数字の見間違いではないと思うんですが、特別障害者手当支給に関する経費が昨年と今年まったく同じだということですか。

事務局

単価が変わってきておりませんので、人数的にもほとんど変化がないということで予算ですので同額を計上しております。

委員

変わる可能性はあるということですね。

事務局

そうです、実際、決算のときには当然、人数の関係とかで変わります。

単価の改定がありますと当然ここが変わってくるんですが、現時点では単価もそのままということで聞いています。

副部会長

ほかに、ございませんか。

なければ、次に、議題の4番目、その他を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、その他として、「フリーダム十勝」のその後の経過等をご説明いたします。
資料3をご覧ください。

昨年11月の部会での説明と重複しますので、1と2は省略させていただき、中ほど「3. 過大請求額」から説明いたします。

フリーダム十勝に対しては、平成15年度から公費を支出しておりましたが、今回の調査の結果、15年度に1,735千円、16年度に3,185千円、17年度に3,777千円、18年度に5,261千円、合計で1,400千円の過大請求が判明いたしました。

管内全体の総額は、約22,000千円となります。この他に、しばしば地元新聞でも取り上げられておりますが、18年度の道指定事業に係る分については、障害者自立支援法で100分の40の加算額を支払わせることができる、との規定があり、その取扱いを管内の関係市町村で協議しておりました。

その結果、フリーダム十勝の役員と職員が一丸となって誠実にサービス提供を続けていること、さらに職員は給料カットを受け入れて過大請求額の返還財源を捻出しようとしていること、しかし、40%の加算額については返済の目処が立たない、との理由から、加算分を請求しないこととした次第です。

次に、「4. 事業の継承」ですが、帯広市と清水町の事業所を受け継ぐNPO法人「ていんくる」が、本年1月25日付けで認証を受けております。なお、芽室町の事業所についても同法人が引き継ぐ予定と聞いておりましたが、同町の保護者の皆さんの意向により、社会福祉法人「柏の里めむろ」が継承することとなりました。

最後に、「5. 今後の日程」ですが、「ていんくる」は法人格を取得しましたので、国の障害福祉サービス事業者として指定を受けるために北海道へ申請を行い、その指定を受けた後、帯広市に対して地域生活支援事業の指定を受ける手続きを3月中に終え、本年4月1日からからは、「ていんくる」がサービス提供を開始する予定です。「フリーダム十勝」につきましても、3月31日まで事業を続け、4月からはNPO法人解散に向けた清算に入ることとなります。

なお、過大請求額につきましては、2月から返還を開始し、5月末までには全て返還する予定となっております。

これからも、利用者へのサービス提供が途切れる事がないよう、また、返還金が計画どおり返済されるよう、注意を払ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

副部長

ただいまの説明に関し、何かご質問やご意見はございますか。

委員

お金のことはお任せするんですけど、一生懸命活動されていると思うんですが、監査のほうなんですけど、職員にも負担がだいぶいっていると思うので、十分なサービスがされてはいるかと思うんですが、保護者の方も職員の方も過労状態と言いますか、そのようなことがないかどうか、結局きめ細やかなサービスに響きますし、思わぬ虐

待にもいきますので、サービスの内容そのものとか、どういう人材とか、予算カットしてアルバイトの人を雇うということになったら、お母さん方のいろんな団体があると思うんですが、善意でされている部分とか、人を雇うとなった場合、どういう方を採用されているか、そこも見ていかないと、結局給料の高い専門家は中にはあまりいないのではないかと、額もあまり多く出さないものですから、人材の面もサービスの質の面も同時にみていただくようお願いしたいと思います。

事務局

本当に言い訳になってしまうんですが、障害者の制度が大きく変わる中でなかなか私たちもそれぞれの事業所に入って、実態がどうなのかというところまで見たりもできませんでした。おそらく、それは国の事業のほうの権限を持っています北海道も同じような状況でありまして、特に今回の事件が起きてからは北海道は北海道で自分たちの権限の部分で実地指導に入っています。

そういうことで帯広市も地域生活支援事業という市の事業をやってもらってますので、フリーダムに限らず全ての事業所に来週から入ってどのようなサービス提供がされているかとかを見てこようと思ってます。ただ、なかなか何日も一カ所の所ではなくて、本当に駆け足になってしまいますので、基本的にはそれぞれ事業者の方が社会的な責任の中できちっとしたサービスを提供していただくというのが大原則になりますので、あとはそれをどんなふうに私たちが日頃利用者の方の意見を聞いたりとかいうことにかかってくるのかなと思います。

委員

第三者委員というのがあるかと思うんですが、そういったところでも社会福祉士会として、人材派遣といいますかそういうことで協力できたらと思いますので、人手が足らなければ、会のほうに言っていただければ一緒に調査とか相談、第三者的な立場で関わることができると思っていますんですけど。

事務局

なにか本当にそういう公開の場というんでしょうか、いろんな方が参加する中でやれば相互牽制というのも有効になってくると思うんですが。

先ほど提案のありました社会福祉士会の方と一緒に帯広市が調査にいけるかということになりますと、ちょっとまた大きなかべがありまして、やはり我々も調査に行くときはこれこれに基づいた調査権限がないと、相手の方にいつでもどうぞと協力していただければいいんですが、そうでなくてある程度権限を持って書類を出しなさいとか、あるいは場合によってはそれを押収というかいただいてくるということまで出来る、そういうことまでやろうとするとなかなか第三者の方を入れて行うというのは難しいですね。

委員

我々はそちらのほうではなくて、両者がうまくいく相談のほうですから。そちらのソフトの面でやれたらと思います。

副部会長

ほかにございませんか。
なければ、その他事務局より何か連絡事項等があれば、お願いいたします。

事務局

先ほど、予算のところでもお願いしましたとおり、20年度はまた計画づくり、特に障害福祉計画のほうは20年度でつくり上げる、障害者計画のほうは20年度、21年度の2カ年をかけてということになりますので、この部会の開催のほうも18年度のときのように間隔を狭めて年間5回とか開催をお願いすることになろうかと思えますので、お忙しい中ですがぜひご出席をいただきますようお願いいたします。

まだ、具体的には次回はいつとかは決まっていませんので、どうぞよろしくお問い合わせいたします。

副部会長

他になければ、以上をもちまして、本日の障害者支援部会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。